

議案第 5 2 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 2 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 甲府市市税条例（昭和 2 5 年 8 月条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 6 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 6 条の見出し、附則第 6 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項、附則第 7 条の見出し及び同条第 1 項から第 5 項までの規定、附則第 7 条の 3 並びに附則第 8 条（見出しを含む。）中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 1 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 3 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定、附則第 1 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項、附則第 1 3 条の 3 並びに附則第 1 4 条（見出しを含む。）中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 7 条中「平成 3 4 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 1 9 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 5 年度」を「令和 1 5 年度」に、「平成 3 3 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 1 9 条の 4 中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号」に改める。

附則第19条の5の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（次条）」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条）」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、「ところにより、」の次に「特例控除対象寄附金を受領する」を加え、「（特別区長を含む。以下この条において同じ）」を「若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という）」に改め、同条第2項中「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第19条の6中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第20条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第32条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第33条第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第2条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第29条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の5の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、

「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第29条の5第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条の6第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第11条の2に次の3項を加え、同条を附則第11条の2の2とする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第62条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に

係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第11条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第62条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第11条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第62条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

附則第12条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(i)	3,900円	1,000円
第2号ア(ii) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ii) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(i)	3,900円	2,000円
第2号ア(ii) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ii) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(i)	3,900円	3,000円
第2号ア(ii) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

第 2 号ア(㊦) b	3, 800 円	2, 900 円
	5, 000 円	3, 800 円

附則第 12 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 12 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 65 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 66 条及び第 66 条の 2 の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 3 条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 64 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定

を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け
た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

附則第12条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例第27条の6の改正規定並びに同条例附則第19条
の4、第19条の5及び第19条の6の改正規定並びに次条の規定 令和元年
6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和元年
10月1日
- (3) 第2条中甲府市市税条例第29条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8
項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第
29条の4、第29条の5及び第29条の6第1項の改正規定並びに附則第3
条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第3条中甲府市市税条例第20条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3
年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和3年
4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）
第27条の6並びに附則第19条の4及び第19条の6の規定は、令和2年度以
後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税
については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の6第1項及び附則第19条の6の規定の適用については、令
和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 7 条 の 6 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 1 9 条 の 6	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条 の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和元年 月 条例第 号）附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の甲府市市税条例附則第 1 9 条 の 5 第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第 1 9 条 の 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条 の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条 の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 2 9 条 の 2 第 6 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日

以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第29条の4第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき甲府市市税条例第29条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の4第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第29条の5第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第29条の5第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例第20条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正等を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。